

平成30年第8回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成30年6月1日（金）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 三浦 保、見上 豪紀、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第36号 選挙人名簿に登録することについて
議案第37号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第9号 登録の移し替えをした者について
報告第10号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第11号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前9時00分

石井書記長 おはようございます。

只今から平成30年第8回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。5月13日執行の三種町長選挙、三種町議会議員一般選挙につきましては、大きなミスやトラブルもなく、滞りない選挙会を執行することができ、感謝申し上げます。前回22年の投票率が85.43%、今回が77.74%ですので7.69ポイント減という投票率ではありましたが、80%近い投票率ということで、町民の関心の高さが伺える選挙でありました。

それでは、委員長の方から挨拶をお願い致しまして、引き続き議事進行方よろしくお願い致します。

近藤委員長 どうも、皆さんおはようございます。

5月13日の選挙に際して、皆さん大変お世話になり、ありがとうございました。選出された議員の皆さんも、心新たに今後の町政を考えていることと思います。今日は案件の方5件ほどとなります。よろしく申し上げます。

会議を始めさせていただきます。

本日の会議録の署名委員ということで、加賀谷委員と田村委員

をお願い致します。

それでは、案件の議案第36号「選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願いします。

島山書記

はい。議案第36号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成30年6月1日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、平成30年6月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成12年5月15日から平成12年6月2日までの方が対象となります。人数は、男4人、女3人、計7人となります。

次に、「2」の転入登録については、平成30年3月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、平成30年2月8日から平成30年3月1日までに転入した方で、人数は、男5人、女4人、計9人。

よって、本日の登録者総数は、男9人、女7人、合計16人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第36号の説明は、以上です。

近藤委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長

皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長

無いようでございますが、議案第36号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

近藤委員長

ご異議無いようですので、議案第36号を原案どおり決定することと致します。

近藤委員長

次に、議案第37号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記

はい。議案第37号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成30年6月1日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が平成30年5月12日から平成30年5月31日までの方が対象で、男5人、女7人、計12人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、平成30年1月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、平成30年1月13日から平成30年1月31日までとなります。人数は、男3人、女4人、計7人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男8人、女11人、合計19人となっております。

対象につきましては、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。

死亡抹消のNo.4の方ですが、死亡年月日がそれぞれ5月11日となっております。こちらの方につきましては、5月12日以降に届け出がされたため今回の抹消の対象となります。以上で、議案第37号の説明を終わります。

近藤委員長

はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長

何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長

それでは、議案第37号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長

ご異議無いようですので、議案第37号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第9号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記

はい。報告第9号「登録の移替えをした者について」。

平成30年6月1日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成30年4月20日から平成30年5月31日までの町内転居により投票区の移替えをした者は男8人、女9人、合計17人となります。

別冊名簿の5頁から6頁に対象者を掲載しております。

説明は、以上です。

近藤委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

近藤委員長 それでは、特に無いようですので、報告第4号を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、報告第9号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第10号と報告第11号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第10号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は305である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回6月定時登録の抹消者数が19人、登録者数が16人、差引きしました今回の名簿登録者数が男7,055人、女8,185人、合計で15,240人となり、選挙時登録から3人の減となっております。この15,240人の50分の1の数が305となります。

続きまして、報告第11号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,080である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので5,080となります。

以上で、報告第10号と第11号の説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第10号、第11号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 それでは、「その他」ですが何かございますか。
無いようですので今後の日程をお願いします。

事務局 今後の日程を説明
終了後

石井書記長 委員の皆様におかれましては、任期が6月14日までとなっており、引き続きその職をお引き受けいただきたいと考えておりましたが、近藤委員長より、このたびの任期をもってその職を辞したいと申し出がございました。事務局といたしましても慰留したところでございますが、本人の意思も固く、やむを得ず、了承することといたしました。

近藤委員長におかれましては、平成22年から8年間にわたり選挙管理委員会委員長として、その重責を担っていただき、本当にありがとうございます。

事務局職員一同、この場をお借りして、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、近藤委員長より退任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

近藤委員長 今回を持ちまして退任することといたしました。この任期の前に、これで退任するとずっと思っていたことでもあります。８年間あっという間だった気がします。委員の皆さん、職員の皆さんには８年間支えていただき本当にありがとうございます。今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、退任のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

午前１０時３０分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____